

市報 ちよっぷり

■発行：調布市 ■所在地：〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1 ■選挙管理委員会事務局 ☎042-481-7381
 ■編集：行政経営部広報課 ■調布市ホームページ <http://www.city.chofu.tokyo.jp/>

参議院議員 選挙特集号

電話の掛け間違いにご注意ください

7月21日(日) 投票時間／午前7時～午後8時 (公示日/7月4日)

参議院(東京都選出)議員選挙 参議院(比例代表選出)議員選挙

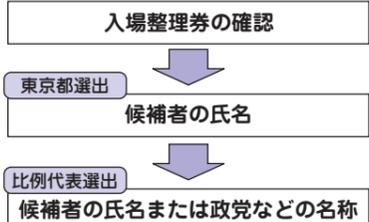


日本の行き先を決めるのは、
 あなたです

7月21日(日)は、参議院(東京都選出・比例代表選出)議員選挙の投票日です。今回の選挙は、今後の国政の方向を決める大事な選挙です。国政を託す代表者を選ぶ重要な選挙に、あなたの一票が有効な一票になるよう必ず投票しましょう。

参議院議員選挙の投票方法

- ①東京都選出議員の選挙では候補者の氏名を書いて投票する(薄黄色)
- ②比例代表選出議員の選挙では候補者の氏名または政党などの名称を書いて投票する(白色)



今回の参議院議員選挙からインターネットを利用した選挙運動が解禁となりました

- 有権者は、ウェブサイトなど(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS、動画共有サービス、動画中継サイトなど)を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メールを利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
 - 候補者・政党などは、ウェブサイトなど及び電子メールを利用した選挙運動が可能になります。
- ※事前運動や未成年者の選挙運動は、引き続き禁止されていますのでご注意ください

調布市で投票できる方・できない方

今回、調布市で投票できる方は、平成5年7月22日以前に生まれた方で、平成25年4月3日までに、調布市に転入の届出をし、引き続き市内に住んでいる方です。4月4日以後に転入届を出した方などは、下表をご覧ください。

		投票所	
		今の住所の投票所	前の住所の投票所
選挙人名簿に登録があり、住所に変更がない方		○	
市内で転居した方	選挙人名簿に登録がある方	○	
			○
調布市に転入した方	4月3日以前に転入の届出をした方	○	
	4月4日以後に転入の届出をした方(前住所地の選挙人名簿に登録がある場合)	前住所地を3月4日以前に転出した方	投票できません
		前住所地を3月5日～20日に転出した方	前住所地で期日前投票ができる場合があります
前住所地を3月21日以後に転出した方	前住所地で投票できます		
調布市から転出した(する)方	4月3日以前に、転出先に転入の届出をした方	新住所地で投票できます	
	4月4日以後に転出先に転入の届出をした方(調布市の選挙人名簿に登録がある場合)	調布市を3月4日以前に転出した方	投票できません
		調布市を3月5日～20日に転出した方	調布市で期日前投票ができる場合があります
調布市を3月21日以後に転出した方	調布市で投票できます		
平成5年7月23日以後に生まれた方		投票できません	

※「転出」した日は、転出の届出をした日ではなく、実際に異動した日です
 1 投票できる期間が限られますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください
 2 投票できる期間が限られますので、調布市選挙管理委員会へお問い合わせください

投票所入場整理券をお持ちください



入場整理券は、同一世帯の方全員の分を1つの封筒に入れて7月4日(木)から順次発送しています。投票に出かけるときは、自分の入場整理券を確認のうえ、お持ちください。万一、入場整理券が届かなかったり、紛失した場合は、投票所で再発行しますので係員にお申し出ください。

代理投票・点字投票

障害などのある方のために「代理投票」、目の不自由な方のために「点字投票」があります。係員が投票の秘密を侵すことなくお手伝いしますので、投票の際、お申し出ください。

また、車椅子、ルーペ、老眼鏡、文鎮も用意していますので、ご利用の際、係員にお申し出ください。

選挙公報をご利用ください

候補者の経歴や政見を知っていただくために、7月13日(土)頃選挙公報を市報と同様の方法で各家庭に配布します。

※総合案内所(市役所2階)、神代出張所、各公民館・図書館・地域福祉センター、市内各郵便局及び京王線各駅にも備えます。また、7月10日(水)頃に東京都選挙管理委員会にて掲載されます

期日前投票をご利用ください

投票日に次のような事由で投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。
 ①仕事や親族の冠婚葬祭などが予定される方 ②レジャーなどで投票日に投票区域内にいない方
 ③出産や病気で入院予定の方など ※入場整理券の裏面に「期日前投票宣誓書兼請求書」が印刷してありますので、あらかじめ記入してからお持ちいただくと、スムーズに投票できます ※投票日に20歳になる方が期日前投票期間中に投票する場合は、「不在者投票」になります

期7月5日(金)～20日(土)

時午前8時30分～午後8時

市役所6階 会議室

※土・日曜日、祝日も投票できます

期7月16日(火)～19日(金)

時午前9時～午後8時

市民プラザあくろす 2階

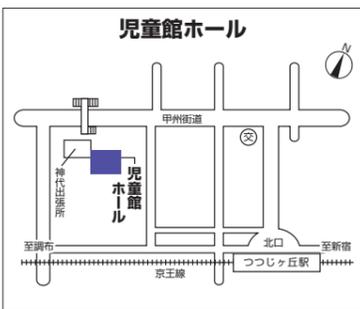
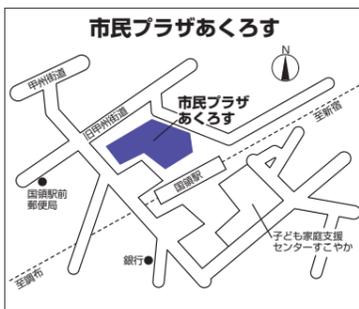
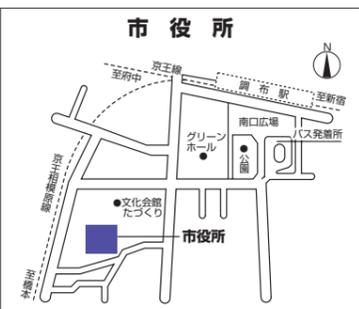
市民活動支援センター(国領駅北口)

期7月16日(火)～19日(金)

時午前9時～午後8時

つつじヶ丘児童館ホール

(神代出張所隣)



●投票に出かける際には、自分の入場整理券かどうかをご確認ください

滞在地(国内)での不在者投票

仕事や旅行などにより、調布市で投票できない場合は、滞在地の選挙管理委員会にて不在者投票をする制度があります。早めに調布市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください。

郵便等で不在者投票ができる方

次の要件に該当する方は、郵便等による不在者投票ができます。ただし、この郵便等投票制度を利用するためには、あらかじめ申請手続をし、「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要です。

【身体障害者手帳をお持ちの方】

- (1)両下肢、体幹または移動機能の障害の程度が1または2級
(2)心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が1または3級
(3)免疫または肝臓の障害の程度が1から3級

【戦傷病者手帳をお持ちの方】

- (1)両下肢または体幹の障害の程度が特別項症から第2項症
(2)心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症

【介護保険法の被保険者証をお持ちの方】

要介護状態区分が要介護5郵便等による不在者投票は、7月17日(水)(投票日の4日前)までに投票用紙の請求が必要ですので、早めに投票用紙の請求を済ませてください。

代理記載制度

代理記載制度は、投票者に代わり代理記載人(選挙権がある

方に限る)が投票用紙の記載を行い投票する制度です。対象は、郵便等による不在者投票の対象者で次の要件に該当し、かつ自分で字を書くことが困難な方です。

- (1)身体障害者手帳をお持ちの方
(2)戦傷病者手帳をお持ちの方
(3)戦傷病者手帳をお持ちの方
(4)戦傷病者手帳をお持ちの方
(5)戦傷病者手帳をお持ちの方

なお、代理記載制度の利用には、あらかじめ郵便等投票証明書の交付申請と代理記載人の届け出が必要です。

指定病院、老人ホームなどに入院(入所)中の方

不在者投票をすることができない指定病院、老人ホームなどに入院(入所)中の方は、病院(施設)で投票することができませんので、病院長(施設長)に不在者投票の申請をしてください。指定された病院(施設)であるかどうかなどは、直接、病院(施設)にお問い合わせください。

即日開票します

7月21日(日)午後9時、国総合体育館(深大寺北町2-1-65)

投票・開票速報

投票速報は、午前9時、正午、午後3時、6時、8時の各時間現在の投票速報を、東京都選出の開票速報は、一回目の中間発表(午後9時30分)後から随時お知らせします。

市ホームページ

市ホームページ「参議院議員選挙」
電話(開票速報のみ)
午後9時30分から4418004
9・80699でお知らせします。

投票区投票所一覧

Table with 4 columns: 区 (District), 投票所名 (Polling Station Name), 所在地 (Location), 対象地 (Target Area). It lists 36 polling stations across various districts like 小島町, 国領町, 上石原, etc., with their respective locations and the areas they cover for voting.